

平成28年度診療報酬改定において経過措置が設けられている診療行為(医科)

| 告示 | 区分 | | | 適用年月日 | | |
|------|----------|------------------------------------|--------|--|------------|------------|
| | | | | 開始 | 終了 | |
| 頭書き | I002 | 通院・在宅精神療法 | 注6 | 当該患者に対して、1回の処方において、3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精神病薬を投与した場合であって、別に厚生労働大臣が定める要件を満たさない場合、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。 | 平成28年7月1日 | |
| 頭書き | I002-2 | 精神科継続外来支援・指導料 | 注5 | 当該患者に対して、1回の処方において、3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精神病薬を投与した場合(注2に規定する場合を除く。)であって、別に厚生労働大臣が定める要件を満たさない場合、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。 | 平成28年7月1日 | |
| 頭書き | H001 | 脳血管疾患等リハビリテーション料 | 注6 | 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者(要介護被保険者等に限る。)に対し、それぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から60日を経過した後に、引き続きリハビリテーションを実施する場合において、過去3月以内にH003-4に掲げる目標設定等支援・管理料を算定していない場合には、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。 | 平成28年10月1日 | |
| 頭書き | H001-2 | 廃用症候群リハビリテーション料 | 注6 | 注1本文に規定する患者(要介護被保険者等に限る。)に対し、それぞれ廃用症候群の診断又は急性増悪から40日を経過した後に、引き続きリハビリテーションを実施する場合において、過去3月以内にH003-4に掲げる目標設定等支援・管理料を算定していない場合には、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。 | 平成28年10月1日 | |
| 頭書き | H002 | 運動器リハビリテーション料 | 注6 | 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者(要介護被保険者等に限る。)に対し、それぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から、50日を経過した後に、引き続きリハビリテーションを実施する場合において、過去3月以内にH003-4に掲げる目標設定等支援・管理料を算定していない場合には、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。 | 平成28年10月1日 | |
| 頭書き | C002 | 在宅時医学総合管理料 3 1及び2に掲げるもの以外の場合 | 注8 | 3について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合には、それぞれ所定点数の100分の80に相当する点数を算定する。 | 平成29年4月1日 | |
| 頭書き | C002-2 | 施設入居時等医学総合管理料 3 1及び2に掲げるもの以外の場合 | 注8 | 3について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合には、それぞれ所定点数の100分の80に相当する点数を算定する。 | 平成29年4月1日 | |
| 頭書き | B001-3-2 | ニコチン依存症管理料 | 注1 | ただし、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合には、それぞれの所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。 | 平成29年7月1日 | |
| 頭書き | B008 | 薬剤管理指導料 | 1 | 救命救急入院料等を算定している患者に対して行う場合 | | 平成28年9月30日 |
| 第4章1 | A103 | 精神病棟入院基本料 | 4 5 | 18対1入院基本料 20対1入院基本料 | | 当分の間 |
| 第4章2 | D003 | 糞便検査 | 9 | キモトリブシン(糞便) | | 平成30年3月31日 |
| 第4章2 | D004 | 穿刺液・採取液検査 | 1 | 酸度測定(胃液) | | 平成30年3月31日 |
| 第4章2 | D004 | 穿刺液・採取液検査 | 9 | 乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)半定量(腔分泌液) | | 平成30年3月31日 |
| 第4章2 | D004 | 穿刺液・採取液検査 | 11 | Ⅱ型プロコラーゲン-C-プロペプチド(コンドロカカルシン)(関節液) | | 平成30年3月31日 |
| 第4章2 | D006 | 出血・凝固検査 | 2 | 全血凝固時間 | | 平成30年3月31日 |
| 第4章2 | D006 | 出血・凝固検査 | 7 | ヘパラスチンテスト | | 平成30年3月31日 |

| 告示 | 区分 | | | 適用年月日 | |
|------|--------|-------------|-----|---|------------|
| | | | | 開始 | 終了 |
| 第4章2 | D006 | 出血・凝固検査 | 14 | フィブリノゲン分解産物(FgDP) | 平成30年3月31日 |
| 第4章2 | D006 | 出血・凝固検査 | 35 | フィブリノペプチド | 平成30年3月31日 |
| 第4章2 | D007 | 血液化学検査 | 1 | 膠質反応 | 平成30年3月31日 |
| 第4章2 | D007 | 血液化学検査 | 50 | CKアイソフォーム、プロリルヒドロキシラーゼ(PH) | 平成30年3月31日 |
| 第4章2 | D007 | 血液化学検査 | 51 | α -フェトプロテイン(AFP)定性(腔分泌液) | 平成30年3月31日 |
| 第4章2 | D009 | 腫瘍マーカー | 9 | CA50 | 平成30年3月31日 |
| 第4章2 | D009 | 腫瘍マーカー | 16 | I型プロコラーゲンC-プロペプチド(PICP)、SP1 | 平成30年3月31日 |
| 第4章2 | D009 | 腫瘍マーカー | 20 | 遊離型フコース(尿) | 平成30年3月31日 |
| 第4章2 | D009 | 腫瘍マーカー | 22 | CA130、ヒト絨毛性ゴナドトロピン β 分画コアフラグメント(HCG β -CF)(尿) | 平成30年3月31日 |
| 第4章2 | D009 | 腫瘍マーカー | 23 | 膀胱癌胎児性抗原(POA) | 平成30年3月31日 |
| 第4章2 | D009 | 腫瘍マーカー | 25 | HER2蛋白(乳頭分泌液) | 平成30年3月31日 |
| 第4章2 | D012 | 感染症免疫学的検査 | 5 | 連鎖球菌多糖体抗体(ASP)半定量 | 平成30年3月31日 |
| 第4章2 | D012 | 感染症免疫学的検査 | 16 | 抗デオキシリボヌクレアーゼB(ADNaseB)半定量 | 平成30年3月31日 |
| 第4章2 | D012 | 感染症免疫学的検査 | 21 | ノイラミニダーゼ定性 | 平成30年3月31日 |
| 第4章2 | D012 | 感染症免疫学的検査 | 37 | レプトスピラ抗体 | 平成30年3月31日 |
| 第4章2 | D012 | 感染症免疫学的検査 | 46 | ボレリア・ブルグドルフェリ抗体 | 平成30年3月31日 |
| 第4章2 | D012 | 感染症免疫学的検査 | 49 | ダニ特異IgG抗体、Weil-Felix反応 | 平成30年3月31日 |
| 第4章2 | D014 | 自己抗体検査 | 22 | C _d 結合免疫複合体 | 平成30年3月31日 |
| 第4章2 | D023-2 | その他の微生物学的検査 | 3 | 腸炎ビブリオ耐熱性溶血毒(TDH)定性 | 平成30年3月31日 |
| 第4章3 | A101 | 療養病棟入院基本料2 | 注11 | 注1に規定する病棟以外の病棟であって、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た療養病棟入院基本料2を算定する病棟については、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみ(別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合に限る。)に限り、注2本文の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者(第3節の特定入院料を算定する患者を除く。)については、それぞれの所定点数の100分の95に相当する点数を算定する。 | 平成30年3月31日 |
| 第4章4 | B001 | 特定疾患治療管理料 | 22 | がん性疼痛緩和指導管理料 2-1以外の場合 | 平成29年3月31日 |